

3月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和2年3月26日(木)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第4号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について
・・・資料1(教育総務課)
 - 日程第5 議案第5号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
・・・資料2(教育総務課)
 - 日程第6 議案第6号 藤井寺市立小中学校通学区域審議会規則の一部改正について
・・・資料3(教育総務課)
 - 日程第7 議案第7号 藤井寺市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について
・・・資料4(教育総務課)
 - 日程第8 議案第8号 藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について
・・・資料5(教育総務課)
 - 日程第9 議案第9号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
・・・資料6(教育総務課)
 - 日程第10 議案第10号 藤井寺市立学校教職員被服貸与規程の一部を改正する規程について
・・・資料7(教育総務課)
 - 日程第11 議案第11号 藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程の廃止について
・・・資料8(教育総務課)
 - 日程第12 議案第12号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
・・・資料9(生涯学習課)
 - 日程第13 議案第13号 藤井寺市立図書館処務規程の一部改正について
・・・資料10(図書館)
 - 日程第14 議案第14号 令和2年度中学生チャレンジテストの参加について
・・・資料11(学校教育課)
 - 日程第15 議案第15号 藤井寺市立学校の教育職員の在校時間上限に関する方針について
・・・資料12(学校教育課)
 - 日程第16 議案第16号 はざみ山古墳内府有地の無償譲渡について
・・・資料13(文化財保護課)
 - 日程第17 議案第17号 藤井寺市外国人英語指導助手の就業に関する規則の制定について
・・・資料21(学校教育課)
 - 日程第18 報告第2号 藤井寺市教育委員会所管にかかる令和元年度一般会計補正予算(第7号)について
・・・資料14(教育総務課)
 - 日程第19 報告第3号 藤井寺市教育委員会所管にかかる令和2年度予算について
・・・資料15(教育総務課)
 - 日程第20 報告第4号 令和2年度学校づくりのための重点教育課題について
・・・資料16(学校教育課)

日程第 2 1 報告第 5 号 携帯電話のガイドラインについて
・・・資料 1 7 (学校教育課)

日程第 2 2 その他報告事項
令和 2 年 3 月 定例市議会一般質問について
・・・資料 1 8 (教育部長、教育部理事)
第 6 3 回南大阪駅伝競走大会の結果について
・・・資料 1 9 (スポーツ振興課)
教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料 2 0 (教育総務課)

4 出席委員	教育長	濱崎 徹
	教育委員 (教育長職務代理者)	藤本 英生
	教育委員	糸野 聡史
	教育委員	福村 尚子
	教育委員	足立 敦子

5 教育部出席者	教育部長	糟谷 健司
	教育部理事兼次長	西村 光世
	教育部次長兼生涯学習課長	大山 哲也
	教育部次長兼教育総務課長	松本 照子
	学校教育課長	重尾 隆之
	文化財保護課長	杉多 克一
	スポーツ振興課長	八木 淳一
	図書館長	國頭 順子

6 書記	教育総務課課長代理	中村 真也
------	-----------	-------

7 傍聴者 0 人

午後 2 時 0 0 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

みなさん、こんにちは。

只今から、3 月定例教育委員会議を始めさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響で、2 月末から現在まで教育機能が麻痺しています。小中学校の卒業式・終業式をようやく終え、春休みを迎え、徐々に平常の生活に戻そうとした矢先に、先週末に統計上の懸念から、さらに慎重な対応が、再度、国、府から要請され、緊張が続いているところです。幸いにも藤井寺市では感染者がまだ報告されていません。このまま閉塞に向かい、入学式、新学年がスタートできるように祈るばかりでございます。

それでは、本日の会議に入らせて頂きます。

はじめに、日程第 1 本日の会議録の署名委員ですが、糸野委員よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程第2 2月の教育委員会会議録ですが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。

次に、日程第3 教育長から報告させていただきます。

去る2月20日に、令和元年度、第1回藤井寺市生涯学習審議会を開催しました。議題は「アイセルシュラホールの活用について」で、市長出席のもと、生涯学習審議会委員に説明され、審議会の意見を伺いました。説明内容は1月の定例教育委員会会議での説明と同じでありますので省略します。

主な意見としては、『観光の拠点とするならば、来訪者がたくさん来てもらえるように、優先的に何をすべきか整理して考えるべき。』『生涯学習の機能を残して、商業施設も入るということか。』『説明された施策はよいが、駐車場が狭い、浴場は避難所の機能として必要、温室の有効利用等、整理して考える必要がある。』『記念撮影スポットの設置は、いいアイデアだと思う。』『生涯学習という本来の目的から、教育委員会の考え方も整理する必要がある。』『生涯学習に商業施設を付加するのであれば、教育という側面で2階の展示コーナーをもっと充実させ、学習の場を与えてほしい。』と言った様々な意見が出ましたが、「提案について了承いただくとともに、今後の取り組みについては、検討チームの進捗とともに、様々な意見を聴いていきたい。」ということで会議を終えました。

以上、教育長報告とさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

日程第4 議案第4号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正について、説明願います。

○教育総務課長

教育総務課から提出させていただいております日程第4 議案第4号から日程第11 議案第11号までを、一括してご説明申し上げます。

まず、『議案第4号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について』『議案第5号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について』『議案第6号 藤井寺市立小中学校通学区域審議会規則の一部改正について』『議案第7号 藤井寺市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正について』『議案第8号 藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について』の5議案ですが、この5議案は令和2年4月1日に実施される組織機構改革に伴う改正でございます。

それでは、順に、ご説明させていただきます。資料1の新旧対照表をごらんください。藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正ですが、今回の機構改革に伴い、世界遺産に関することは文化財保護課で所管することとなりますので、5ページの、「(3)世界文化遺産 世界文化遺産関係団体との調整に関すること。」という項目を追加しました。また、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、

令和2年度からあらたに会計年度任用職員制度が導入されることから、これまでの嘱託員、臨時的任用職員と明記していた項を変更しています。その他、規則の見直しにより、変更が生じています。

次に、資料2をご覧ください。藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正ですが、こちら先ほどと同様、主な改正点は、世界遺産に関することを文化財保護課の所掌事務にすることと、また、会計年度任用職員制度の導入に伴い文言を修正するものです。その他、「通学区域に関すること」を学校教育課の事務として明確化し、また各課の所掌事務を見直して整理しております。

つづきまして、資料3をお願いします。先ほどの藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則でも申し上げましたが、今回、「通学区域に関すること」を学校教育課の事務として明確化したことから、藤井寺市立小中学校通学区域審議会規則のうち、第8条で定める審議会の庶務を「学校教育課」に改正しようとするものです。

資料4をお願いします。幼稚園に関する事務は、これまでも市長部局へ補助執行していましたが、人事、研修など、一部の事務は教育委員会に残っていました。今回の組織機構改革により、幼稚園に関する事務すべてが、市長部局へ補助施行されることになりましたので、『藤井寺市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則』の一部を改正します。第3条の改正前の部分をご覧いただきたいのですが、補助執行する事務について、教育委員会事務局事務処理規程の規定を準用し、教育長を副市長と読み替えて対応していましたが、今後は、教育長の専決事項のまま、対応することとなります。また、その他の専決事項につきましても、別表に明記することによって、明確化を図っています。

併せて、資料5になりますが、園長が専決する事項を明確にするため、藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則の第2条の3をあらたに設けています。

続きまして、議案第9号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則につきましては、令和2年3月31日で藤井寺西幼稚園、道明寺東幼稚園が廃園、令和3年3月31日で藤井寺北幼稚園が廃園となりますので、各園の公印につきましても廃止するため、公印規則を改正しようとするものです。

続きまして、議案第10号 藤井寺市立学校教職員被服貸与規程の一部を改正する規程については、貸与品目が変更されておりますので、改正しようとするものです。

続きまして、議案第11号 藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規程につきましては、市の後援等名義については要綱で規定されておりますので、教育委員会も要綱での規定に改めさせていただこうとするものです。そのため、本規程は廃止させていただくものです。以上説明とさせていただきます。

○教育長

それでは、順次審議をしてまいりたいと思います。まず、議案第4号 藤井寺市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正について、何か質問等ございますか。よろしいですか。

では、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。続きまして、議案第5号 藤井寺市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、何か質問等ございますか。よろしいですか。では、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。続きまして、議案第6号 藤井寺市立小中学校通学区域審議会規則の一部改正について、何か質問等ございますか。よろしいですか。では、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。続きまして、議案第7号 藤井寺市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部改正についてご質問はございませんか。

○委員

幼稚園に関する事務が、すべてこども未来部へ補助執行されるということですが、今後、教育委員会の幼稚園への関わり方はどうなるのでしょうか。

○教育長

この件につきましては私のほうから説明させていただきます。

幼稚園に関するすべての事務を、市長部局、こども未来部などに補助執行いたしますが、幼稚園は学校教育法で定める学校でありますので、今後も教育委員会議で幼稚園の事務で決議・報告が必要な事項につきましては、こども未来部よりご提案・報告をいただくということになると思います。

ご存知のように、子どもの成長発達において幼児期が今まで以上に重要視され、保育所・こども園・幼稚園すべてが教育施設として充実が望まれている中で、市として、トータルにより保育・教育施設を充実させるために、今回の機構改革により幼稚園がこども未来部へ補助執行されました。

教育委員会といたしましても、幼児期から小学校へのなめらかな成長の連続性を大切にしながら、こども未来部と連携を深めてまいりたいと存じます。以上です。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

他に質問はございませんか。よろしいですか。無いようでしたら、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、議案第8号 藤井寺市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、ご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、議案第9号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、ご質問はございませんか。よろしいですか。それでは、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、議案第10号 藤井寺市立学校教職員被服貸与規程の一部を改正する規程について、ご質問はございませんか。よろしいですか。それでは、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、議案第11号 藤井寺市教育委員会後援名義等に関する規定の廃止事務局事務処理規定の一部改正について、ご質問はございませんか。よろしいですか。それでは、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。

それでは次に進ませていただきます。日程第12 議案第12号 藤井寺市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について、説明願います。

○生涯学習課長

資料 9、議案第 12 号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。

2月の定例教育委員会会議でも市長部局より説明のありました「アイセル シュラホールの活用について」の施策の一つに、現在、旧道明寺幼稚園を執務場所としている文化財保護課発掘調査整理室をシュラホール施設内に移転し、2階歴史展示コーナー等の充実を図るとありました。そこで今回、高齢者憩いの場に設置していた浴室を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な改正箇所としましては、「第2条において区分と開館時間について記載部分を削除する。」ということと、「高齢者憩いの場利用者証において記載区分を削除する。」ということです。なお、施行日は令和2年4月1日です。

○教育長

議案第 12 号 藤井寺市生涯学習センター条例施行規則の一部改正についてご質問はございませんか。よろしいですか。それでは、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、日程第 13 議案第 13 号 藤井寺市立図書館処務規程の一部改正について、説明願います。

○図書館長

資料 10 藤井寺市立図書館処務規程の一部を改正する規程について説明させていただきます。

令和2年度より、学校図書館連携として、市立図書館と学校図書館の図書館システム連携を図るにあたり、図書館資料の管理と学校図書館連携の実施について、所要の改正を行うものです。

具体的な改正箇所としましては、「第2条 第3項において図書館資料の収集及び整理に関すること」と「第2条 第4項において学校図書館等との連携に関すること」を追記いたします。

なお、施行日は令和2年4月1日です。

○教育長

ありがとうございました。何かご質問はございませんか。よろしいですか。それでは、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。

それでは次に、日程第14 議案第14号 令和2年度チャレンジテストの参加について、説明願います。

○学校教育課長

議案第14号 令和2年度中学生チャレンジテストの参加についてご説明いたします。資料11をご覧ください。

本調査の目的ですが、『大阪府教育委員会が府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。』となっております。その他の目的は、例年どおりとなっております。

調査対象につきましても、例年どおり、府内の市町村立中学校の第1学年、第2学年、第3学年が対象となっております。

調査実施日につきましては、1年生と2年生が令和3年1月13日、3年生が令和2年6月17日となっております。

調査内容につきましても、例年どおりとなっております。出題範囲につきましては、府教育委員会からしめされる範囲となっております。

続きまして、調査結果の取扱いに関する配慮事項ですが、例年と変化なく、『結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること』となっております。市教育委員会といたしましても、学校に対し、指導と評価が一体であることを意識し、評価が児童生徒の学習の改善に生かせるよう指導しております。

大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用については、来年度より変更されております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご協議お願いします。

○教育長

ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

○委員

チャレンジテストの評定の公平性のルールが、令和2年度から新しくなるということですが、どの点が新しくなるのかご説明をお願いします。

○学校教育課長

先ほどの説明の中にもありましたように、中学校2・3年の5教科と、中学校1

年生の3教科の府評定平均と、チャレンジテストの各校の平均点を比較して、各校評定平均を算出し、その±0.3以内の範囲に自校の生徒の評定平均を収めることとなりました。今までは3年生だけがこのルールを適用していましたが、1年生が追加となったということです。

○教育長

ありがとうございました。他にご質問はございませんか。

○委員

このルールが変更されることによって、生徒にどのような影響が出るのか教えてください。

○学校教育課長

中学校における成績は、普段の授業の様子や定期テストの結果等により、学校で決定するものとなっております。チャレンジテストの結果を受けて、生徒の成績が直接変わるのではなく、学校の評価の仕方を見直すものとなっております。よって、今回の改訂も含めて生徒によっては、チャレンジテストの結果により成績に影響がある場合もありますが、生徒には今までどおり学習に励んでもらいたいと思っています。また、教育委員会として、学校には本人や保護者に対してきちんと説明できるように、しっかりとした基準をもって成績をつけていくよう指導助言を行っていきたいと考えております。

○教育長

ありがとうございました。他にご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、調査実施日が6月17日ということで実施してきたいと考えておりますが、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、日程第15 議案第15号 藤井寺市立学校の教職員の在校時間の上限に関する方針について、説明願います。

○学校教育課長

議案第15号 藤井寺市立学校の教職員の在校時間の上限に関する方針についてご説明いたします。資料12をご覧ください。

本方針の趣旨ですが、授業やその準備に集中できる時間、教員自らの専門性を高めるための研修の時間、児童生徒と向き合うための時間を確保することが、喫緊の課題であり、業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、人間性を高め、より効果的な教育活動を行うための働き方改革の実現に向けた取組を推進していく必要があるため、本指針を策定しております。

働き方改革の経緯と本市の現状ですが、平成31年1月に文部科学省より「公立

学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について」が示され、本方針を策定することとなりました。本市の現状ですが、月あたりの時間外勤務は、小学校で、一人平均4.5時間、中学校で一人平均6.2時間となり、全国的な調査結果と同様、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であると考えております。

現状において、実施可能な部分から、働き方改革に、早急かつ円滑に取り組んでいく必要があると考えております。

本方針の対象範囲は、藤井寺市教育委員会及び藤井寺市立学校の教職員のすべてを対象としております。

業務を行う時間の上限についてですが、勤務時間の考え方として、超勤4項目以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」として定め、考えていきます。

在校等時間の上限としまして、1か月の時間外在校等時間については4.5時間以内、1年間の時間外在校等時間について、360時間以内としております。

昨年度の具体的な取り組みとしましては、タイムカードの導入、夏休み学校閉校日の実施、部活動実施時間の短縮、教職員の一斉退勤日の設定を行ってまいりましたが、先ほど説明させていただきましたような時間外勤務の平均時間となっております。

今後の取り組みとしまして、今まで行ってまいりました取組の検証と改善を図っていき、働き方改革に関する必要な研修を実施し、教職員の意識改革を図ってまいりたいと考えております。また、自動音声による電話応答、部活動支援員、英語専科教員の配置を行い、職務の軽減を図ろうと考えております。さらには、GIGAスクール構想を活用し、授業準備の簡素化や授業方法の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、令和3年度以降は、総合型の校務支援ソフトの試行導入など進めていけたらと考えております。

○教育長

何かご質問等ございますか。

○委員

先生方の時間外勤務の現状はどのような状況ですか。教えてください。

○学校教育課長

先ほどご説明させていただきました中にもございましたが、令和元年度9月より、教員の勤務時間の客観的把握のためにタイムカードを各小中学校に導入し時間外勤務の把握に努めております。月当たりの平均時間は、小学校が一人4.5時間、中学校が一人6.2時間となっております。

○教育長

他にご質問等ございませんか。

○委員

令和元年度と2年度の取組で、こういった状況を改善することができるか見込みを教えてください。

○学校教育課長

全国で実施されている事例において、令和2年度の自動応答の電話対応で月10時間程度の在校時間の削減が見込まれることが示されております。また、小学校における専科指導の充実、授業準備を含め5時間から10時間程度の削減が期待できます。また、調査結果で大きな課題のあった中学校においては、部活動指導員を試行実施していき、各校に1名の導入にとどまっていることから大きな効果はないのではないかと考えておりますが、試行実施で得られた情報を来年度につなげていくことで改善を図ってまいりたいと考えております。

○教育長

他にご質問等ございませんか。

○委員

中学校で方針に沿った結果を出すには、一番どのような取り組みが必要だと考えておられますか。

○学校教育課長

中学校の時間外勤務の主な原因は、部活動と考えております。部活動支援員を拡張し拡充して、教員が土日しっかりと休めるような体制を築いていく必要があると考えております。

○教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、日程第16 議案第16号 はぎみ山古墳内府有地の無償譲渡について、説明願います。

○文化財保護課長

議案第16号 はぎみ山古墳内府有地の無償譲渡について、ご説明申し上げます。資料は13です。

本件につきましては、大阪府から、はぎみ山古墳内府有地の無償譲渡の提案がありました。文化財保護課といたしましては、これにより古墳を一体的に管理できるようになるため、無償譲渡を受けたいと考えております。つきましては、次の府有地について無償譲渡を受けてよろしいかご審議をお願いするものです。

まず1つめ、対象地番及び面積ですが、藤井寺市野中1丁目247番2で面積は215.01㎡(実測)、2番目としまして、無償譲渡申請予定日は、令和2年3月26日以降(大阪府教育長へ申請)としています。次に契約締結予定日は、令和2年3月31日、所有権移転予定日は、令和2年4月1日でございます。添付資料としまして、①位置図、②航空写真、③登記簿(全部事項証明書)、④地番図、⑤地積測量図を添付しています。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○教育長

ご質問等ございますか。

○委員

大阪府から無償譲渡をうけることにより、一体管理ができるようになるのですが、具体的にメリット、デメリットはあるのでしょうか。教えてください。

○文化財保護課長

現在は、府有地部分の除草作業などは大阪府富田林土木事務所にその都度依頼しておりましたが、今後は当市のスケジュールで作業ができるため、保全管理が行いやすくなります。また、デメリットについては、特に無いと考えております。

○教育長

他に質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、提案どおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、日程第17 議案第17号 藤井寺市外国人英語指導助手の従業に関する規定の制定について、説明願います。

○学校教育課長

議案第17号 藤井寺市外国人英語指導助手の従業に関する規程の制定についてご説明いたします。資料21をご覧ください。

来年度から会計年度任用職員として任用することに伴いまして、第1条に地方公務員法その他の法律及び条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによるという形で、外国人英語指導助手の従業に関する規程を定めようとするものです。

○教育長

それでは、質問等ございますでしょうか。

○委員

今回、会計年度任用職員制度に代わって、ALTの勤務時間はどのようになるのでしょうか。

○学校教育課長

勤務時間につきましては、7時間45分から、7時間30分になりました。したがって、これまで小学校の場合でしたら、8時半から17時であったものが、8時半から16時45分になります。

○委員

勤務時間が15分短くなると、ALTの授業に影響がでませんか。何か対応策はありますか。

○課長

委員ご心配のように、ALT自身の授業準備の作業や教員との打ち合わせ等に影響が出ると心配しております。しかし、対応策として、時間外手当を予算化しており、必要に合わせて、学校長の指示により、年間38週、週5日、18時まで時間外勤務が可能な準備はしております。

○教育長

他に、質問はございませんか。

それでは、提案どおり決議してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、日程第18 報告第2号 藤井寺市教育委員会所管にかかる令和元年度一般会計補正予算（第7号）について、説明願います。

○教育総務課長

資料14をお願いします。

3月定例市議会へ提出されました令和元年度一般会計補正予算(第7号)のうち、教育委員会関係のものとしたしましては、歳入は、国庫補助金にかかる額を計上しています。

つづきまして、歳出ですが、学校教育課分として、藤井寺市柏原市学校給食組合負担金を減額しています。

教育総務課分としましては、本市の小中学校において、GIGA スクール構想にむけた環境整備を行ってまいりますので、そのための経費を修繕料として計上しています。また、道明寺東小学校、第三中学校で令和2年の夏休みにトイレ改修を行うための工事費、管理業務委託料を計上しております。GIGA スクール構想にかかる経費、トイレ改修にかかる経費ともに、国庫補助金申請のため、前倒しして計上したもので、実際には、令和2年度に予算を繰り越して、執行することとなりますので、繰越明許費にも計上しており、先に計上していた債務負担行為も変更させていただいております。

生涯学習課分としまして、青少年対策費において補助金等返還金を計上しており

ます。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して市長へ申し出ましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○教育長

ご質問等ございますか。

○委員

パソコンの端末は、いつ整備するのか教えてもらえますか。

○教育総務課長

パソコン端末の整備につきましては、GIGA スクール構想で国が示すロードマップにそって、整備していく予定をしまして、令和2年度は小学校5・6年、中学校1年生、令和3年度には中学校2・3年生、令和4年度には小学校3・4年生、令和5年度には小学校1・2年生の整備を行う計画です。

令和2年度の予算につきましては、6月補正に計上する予定をしております。

○教育長

他にご質問等ございますか。それでは、報告第2号はご承認いただけますでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

続きまして、日程第19号 報告第3号 藤井寺市教育委員会所管にかかる令和2年度予算について、説明願います。

○教育総務課長

資料15をお願いいたします。

本件は、3月定例市議会へ提出されておりました令和2年度藤井寺市一般会計予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して、市長へ申し出たので、ご報告させていただくものでございます。

令和2年度藤井寺市一般会計予算のうち、教育委員会所管の予算は歳入が2億6,025万8千円、歳出予算は24億6,807万7千円となっております。

各課の主な予算につきましては、資料の3ページからとなっております。そちらをもとに、各課から令和2年度の主な予算の内容について説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

それではまず、教育総務課の主な予算につきまして、ご説明させていただきます。

藤井寺南小学校1・2号棟の既存不適格改修のための工事費、工事監理費を計上しています。また、道明寺東小学校1号棟の屋上防水改修、藤井寺北小学校プール防水シート改修にかかる費用を計上しました。そのほかにも、小中学校の就学援助制度の実施に要する費用等、小中学校の管理運営に要する経費を計上しております。

なお、先ほど、補正予算のところで説明させていただきましたが、道明寺東小学校、第三中学校のトイレ改修工事、また、国のGIGAスクール構想を受け、全校の配線工事などの環境整備を行ってまいります。

○学校教育課長

続きまして、学校教育課分を説明させていただきます。

学校教育課では、新学習指導要領（平成32年度小学校改訂、平成33年度中学校改訂）の趣旨に則った指導・評価方法等についての対応、またそれに伴う教科書採択（平成31年度採択の小学校全教科）に必要な教員用指導書、デジタル教材等の教材購入費用を計上しております。

また、新学習指導要領に則った「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、教員の指導力向上に重点をおいた学力向上推進支援事業や、夏期研修の講師謝礼等を計上しております。

そして、次年度も引き続きALT5名を雇用できるよう、ALT5名分の雇用にかかる費用を計上しております。

また、継続して「共に学び、共に生きる」学習環境の充実事業として、支援学級に在籍する児童生徒が通常学級において一緒に学ぶ際、1学級45名以上の状況が生じた場合に、学年に加配教員を1名配置し、学級人数を少なく編成することで児童生徒の教育環境の改善と、公平性を確保するための予算を計上しております。さらに、教員の働き方改革に係る令和2年度の新たな取り組みとして、部活動支援員の報酬費等を計上しております。

学校教育課は以上です。

○文化財保護課長

文化財保護課では、埋蔵文化財発掘調査事業といたしまして、民間開発に伴う発掘調査に要する経費と公共事業に伴う発掘調査に要する経費を計上しております。

また、史跡の恒久的な保存と活用を図るため、史跡等文化財用地の環境保全に係る除草清掃に要する経費など用地管理に係る経費や新たに保存活用計画を策定するための経費を計上しております。

更に、本年度に引き続き、史跡古市古墳群城山古墳緊急整備工事に要する経費のほか、史跡指定地買い上げ事業に要する経費を計上しております。買い上げ予定地は、城山古墳及び応神天皇陵内の民有地でございます。

新年度のみの予算として、旧道明寺幼稚園にある文化財発掘調査整理室を生涯学習センターの浴室に移転させることに伴い、旧道明寺幼稚園の建物の解体費用や浴室の修繕料などを計上しております。

なお、新年度は、世界遺産担当を当課に配置する組織機構改革が実施されますので、世界遺産来訪者対策としてのWi-Fi設置経費など現行の世界遺産推進室が所管している経費も当課の予算として計上しております。世界遺産担当の職員につきましては、生涯学習センターに執務室を設置し、来訪者対策に関連して、生涯学習セ

ンターの展示室の入れ替えを現行年1回程度から年2、3回程度入れ替えする予定をしております。

○生涯学習課長

それでは続きまして、生涯学習課分を説明させていただきます。生涯学習課では、各種団体と連携しながら青少年の健やかな育成を推進していくための事業や放課後児童会、放課後子ども教室、学校支援地域本部といった事業を進めていくためにかかる経費、また、市立生涯学習センターが、学校を修了された世代をはじめ、あらゆる世代の市民にとって、生涯学習の拠点としての機能を果たせるよう施設の管理及び主催する事業の実施等に必要な経費を予算計上しています。

放課後児童会事業につきましては、放課後児童会で勤務する職員について、資格を問わず概ね週4日程度勤務する「放課後児童会指導員」と有資格者を対象に概ね週5日程度勤務する「放課後児童会支援員」の2職種に分けた予算を計上しております。また、放課後児童会の各学級への指導及び助言、保護者及び児童の対応等、事業のさらなる質の向上と円滑な運営を実施していくために、新たに2名の社会教育指導員の配置にかかる予算を計上しています。令和2年度より放課後児童会担当が新設され、執務室が本庁6階となります。

また、開館して25年目を迎える生涯学習センターは、設備や機器等に老朽化や劣化が目立ってきております。利用者の安全面やセンター施設の機能維持のため、エレベーター改修工事及び定期的な保守点検や緊急を要する修繕等にかかる経費を計上しております。

○スポーツ振興課長

続きまして、スポーツ振興課でございます。スポーツ振興課では、市民がスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を目的としたスポーツ振興事業といたしまして、Fujiりんびっくの開催をはじめ、山添村交流スポーツ事業、市民マラソン大会、ノルディックウォーキング普及事業といった継続的事業に加え、平成30年度より実施しております少年野球教室と併せて開催するキャッチボールクラシック、学校法人日本体育大学との体育・スポーツ振興を目的とした連携事業などにかかる経費を計上いたしております。

また、屋内外体育施設を安心して安全に利用していただくための維持管理費を計上に加え、令和2年度は市民総合体育館の屋根全面改修を行うための修繕料を計上しております。備品購入といたしましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施しております、スポーツ振興くじ助成事業を活用し、体育館トレーニングルーム内へのトレーニング機器設置に係る経費を計上いたしております。

○図書館長

最後に、図書館となります。図書館では、子どもの読書推進のための児童書の充実や古代史料を含む図書購入費のほか、市立図書館と学校図書館連携のためのシステム構築費、蔵書管理電算システムの保守料、ボランティア育成のための講座に係る講師謝礼等を計上しております。

更に、施設、設備の維持管理に関するものとして、施設の修繕料等を計上しております。

また、新規事業として高齢者を対象に健康維持と図書館の利用促進を目的とした「いきいき音読教室」の開催を予定しております。
以上です。

○教育長

すべての課から、ご報告いただきました。何かご質問はございますでしょうか。

○委員

市民総合体育館費が、昨年と比較しますと、およそ4500万円増えていますが、この主な理由を教えてください。

○スポーツ振興課長

先ほどご説明させていただきました中にもございましたが、市民総合体育館の屋根の全面改修費用として、4,590万円を計上いたしており、令和2年度の市民総合体育館費の増額分とほぼ一致するものでございます。

体育館の屋根につきましては、ここ数年にわたる集中豪雨や、大型で強い台風の到来などにより、体育館の屋根全体の破損が全体的に著しく、来年に全面的な改修をすることが望ましいと判断したものでございます。

○委員

生涯学習センター費が昨年よりも35.8%増額になっています。増額になっている主な理由を教えてください。

○生涯学習課長

生涯学習センター費が昨年よりも35.8%増額になっている理由ですが、センターの需用費の修繕料について、生涯学習センターの館内西側エレベーターの改修費用18,790千円を計上しております。この費用が昨年度と比較して増額になっている主な要因でございます。

エレベーターを修繕させていただくことで、利用者の利便性の向上と安全の確保につながるものと考えております。しかしながら、オープン以来25年以上が経過し、その他の機器の老朽化も進んでおります。利用者が気持ちよく、安全に使い続けられるように今後も適切な機器の更新、修繕を最大限進めていきたいと考えております。

○委員

図書館の学校連携システムというのは、こういったものか教えてもらえますか。

○図書館長

現在、各学校図書館には図書館システムが導入されていますが、それぞれの単独運用であり、相互に蔵書を検索するなどの連携はありません。そこで市立図書館と全学校図書館を同一の図書館システムで一元管理し、市として一体的な図書館環境を整えようとするものです。

○委員

こういった効果が期待できるのか、教えてもらえますか。

○図書館長

同一の図書館システムとなることで、各自が市内の全蔵書を把握することで、資料を相互に貸し借りすることで、効率的かつ効果的な資料の運用を行うことができます。

また資料の収集においても、より幅広い選定を行え、蔵書の充実を図ることができます。

こういったことにより、児童生徒の読書環境を整え、読書活動の推進を行うとともに、市立図書館、学校図書館の利用の促進を図ろうとするものです。

○委員

文化財保護課にお聞きしたいのですが、資料の4ページの文化財保護課のカルチャーフォーラムってどんなものか、教えてください。

○文化財保護課長

お答えいたします。

今回のカルチャーフォーラムは、身近にある貴重な文化財を知っていただくことや、文化財保護意識の機運醸成の契機になることも期待して、古市古墳群の世界文化遺産認定と、ほぼ同時期に日本遺産に認定された葛井寺観音にある、国宝千手観音菩薩坐像に焦点をあてて実施しようとするものです。千手観音菩薩坐像は、平成30年2月から3月にかけて、東京国立博物館の特別展に出展された際にCTを用いた調査が実施されました。カルチャーフォーラムでは、実際に調査を担当された東京国立博物館の学芸員をはじめとした専門家をお迎えし、最新の調査研究の成果などをご講演いただこうと考えております。

実施日は、千手観音菩薩坐像の御開帳日に合わせ、令和2年7月18日土曜日を予定しております。会場は、市民総合会館大ホールを予定しております。

以上でございます。

○委員

実施できることを、楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○文化財保護課長

はい。

○教育長

ほかにございませつか。

○委員

学校教育課の主な予算内容に「教科書及び指導書の購入」とあるんですけども、これは、どんな教科書を購入するのか教えてください。

○学校教育課長

来年度より小学校の児童が使う教科書が新しくなります。これに伴い、教員が指導する上で使用するものを全て新しくする必要があるので、教師用指導書とデジタル教科書を購入します。

教師用指導書には指導の目標や指導のポイント等が書かれた指導編と指導案や指導計画等の指導に欠かせない資料が入っている研究編、ワークシート等の資料が入っているワークシート編があり、全て教員が指導をする上で欠かせない資料となります。また、デジタル教科書は、大型テレビやプロジェクター等の画像提示装置を活用して、様々な画像や映像教材を提示するもので、子どもたちの学習に視覚的に学習理解を深める物です。

これらを導入することで、教員の指導の幅が広がり、指導がより計画的に教科横断的に展開されるようになります。それによって、子どもたちに対して「主体的・対話的で深い学び」を実現することにつながる効果があります。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

では、報告第3号は承認でよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、報告第3号は承認ということです。

続きまして、日程20 報告第4号 令和2年度学校づくりのための重点教育課題につきまして、これは、私から説明させていただきます。

学校教育の充実は、国の学習指導要領や市の教育振興基本計画等を踏まえ、自校の課題を見据え、未来に向かう教育について常に改革を推進するクリエイティブな校長の手腕にかかっています。

本年度の重点教育課題は、そのような校長の学校づくりの参考となるテーマと、その実現のため重視する教育内容・方法を明示し、自校で作成する教育ビジョン、教育計画の方向を示すという形としました。

また、別途、指示伝達事項について、併せて記しました。

本日は学校づくりのテーマに沿って説明させていただきます。

まず、本市が目ざすものとして、地域に孤立して存在しない、地域密着型の学校であり、様々な教育課題を家庭・地域と連携しながら、児童生徒が行きたい、学びたい、保護者が通わせたい、地域が応援したい、学校の創造を期待しているところです。そのための学校づくりのテーマとして4本の柱を立てました。

テーマ①は「組織を生かした、課題解決型の学校づくり」です。校長は、学校の今をどのように捉え、学校の「これから」をどのようにしようとしているのか、常に、誰にも聞こえ見えるようにしなければならないと考えています。未来像を教職員と共有して、何ができるかを話し合い、改革の具体策を考え、決断していくのが校長です。

そのため、重視する教育内容な方法として、AからDの4つの課題を示しました。

学校は、従来の取り組みをよしとしている限り変わりません。昔に習え、右に習えではなく、全ての教育活動を課題解決型で組織展開する必要があります。

人権感覚に富み、学校経営に積極的に参画し、授業改革に果敢にチャレンジする人材を育成し、「チーム学校」として組織すること、また、「働き方改革なくして教育改革は無い」ということを、校長を含め教職員全てが理解し、教職員が教育に正面から向かい合う時間を確保し、教育の質を維持、向上させながら学校の持続可能性を確立は避けられない喫緊の課題であると考えています。

テーマ②は、学びの環境としての学校づくりです。

そのため、重視する教育内容や方法として、EからJの6つの課題を示しました。生涯学び続ける人間の「土台づくり」として、「多様な学びの提供」は学びの拡大をどのように図るか、情報化社会の中であって、双方向の学びをどのように行うか。

「主体的な学びの醸成」は学びの継続をどのように図るか、生涯にわたって学び続けるため自らも求めて学ぶ力をどのように養うか。

協働する学びの構築は、学びの社会性をどのように図るか、多くの人と学びをどのように共有するかということ、このようなことについて、校長は、どのように対処し具体策をたてていくことができるかであります。急激な社会変化に対応して、IT教育や外国語教育の充実を求めました。

幼児期からの発達段階を見通した教育に視点を当てた取組も重要であり、小中を接続、学び残しのない教育的な連続性を作るため、学校間の連携強化する取組も重要です。

学校づくり③は「児童生徒の生活の居場所としての学校づくり」です。

そのため、重視する教育内容や方法として、KからNの4つの課題を示しました。児童生徒が生き生きと生活し、人間として成長できる学校とは、全ての子どもが大切にされ、一人ひとりの可能性が発揮できる出番や居場所があり、マナーやモラル・ルールのある安心して落ち着きのある学校生活を送れる場所でなければなりません。

教職員は、問題行動には毅然と対応し、カウンセリングマインドをもち全ての児童生徒を大切に作る姿勢にあふれていなければなりません。

そんな中で自らを大切に、他人も大切に、共生社会の担い手となる児童生徒が育成されていくことだと思います。

学校づくり④は「教育コミュニティの核となる学校づくり」です。

そのため、重視する教育内容や方法として、1つ課題を示しました。地域、家庭との連携し地域の中で9年間で児童生徒の成長を見守る、コミュニティの創造、地域が学校を元気にし、元気な学校が地域を活性化することを目的に、学校長の戦略的マネジメント、見える学校、見せる学校として、「情報を開く」「教育を開く」「経営を開く」「施設を開く」積極的にこの4つの視点を、地域に開いていくことが求められています。

最後に、校長の存在は大きく、自身が常に学び、問い、行動する人として学校経営にあたるなら、児童生徒保護者や教職員にとって、生涯を決する、人生を決める学校づくりができるであろうということで、この4つの柱を、重点教育課題とさせていただきます。

何か質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、今年はこの形で学校に指導していきたいと考えております。承認ということで、よろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、日程第21 報告第5号 携帯電話のガイドラインについて説明願います。学校教育課長。

○学校教育課長

資料17をご覧ください。藤井寺市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドラインということで、本市の小中学校における携帯電話の取り扱いについては、児童生徒の携帯電話の持ち込みを原則禁止とする。しかし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合には例外的に認めるものとするとしております。例外的に保護者が持ち込みを学校へ求める場合としましては、保護者及び本人は例外を求める理由を明らかにして、学校長あてに各校で作成された同意確認書を提出し、許可を得ることとしております。携帯電話の取り扱いについては保護者の責任としまして、3つ挙げております。1つ目としまして、携帯電話を子どもに持たせるかどうかは保護者が判断するものである。2つ目としまして、保護者として責任をもって、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要である。3つ目として、学校への持ち込みが認められた場合においても、保護者の責任のもとで、守らせることが必要であるとしております。それから、学校での指導については、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止等、適切な対処やよりよい人間関係についての指導に積極的に取り組む必要があり、小中連携のもと、子ども自らが自己管理できる姿勢を図るものとしております。

○教育長

ご質問等ございますか。

○委員

現在の各校における、携帯電話の持ち込み状況はどのようになっていますか。

○学校教育課長

学習に集中する環境を整えるためや、トラブルを防止するために、原則持ち込み禁止としております。

○委員

来年度のガイドラインでも、原則持ち込み禁止となっておりますが、携帯電話を持ち込むことによって、学校ではトラブルが発生したりするのでしょうか。もし、具体的な事例があれば、教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長

今年度においても、授業中に携帯電話を使用したり、撮影する児童生徒がおり、

各校で指導を行ったという報告を受けております。また、撮影した動画を SNS にアップすることにより、映り込んでいた子どもたちの個人情報流出につながる恐れもありました。

○委員

本市と同じように、携帯電話を原則持ち込み禁止にしている市町村は多いのでしょうか。

○教育長

現在の府の調査では、原則禁止としている市町村がほとんどです。

○委員

携帯電話を持ち込ませないのであれば、登下校の際に大規模災害等がおこり、保護者が児童生徒の所在がわからないと連絡してきた場合の対応はどのようなものになりますか。

○学校教育課長

登下校中であれば、一旦自宅にもどるか、学校へ登校するように指導しております。学校では各家庭からの連絡を受けることができるので、児童生徒の安全確認は可能であると考えております。ただ、それでもご家庭の事情等で、携帯電話を持たせる場合は、ガイドラインのとおり、学校と相談の上、同意確認書を提出してもらいます。

○教育長

他にご質問等ございますか。それでは、携帯電話のガイドラインについては、承認ということよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、続きまして、日程第 2 2 号 その他報告事項 令和 2 年 3 月定例市議会一般質問について、説明願います。

○教育部長 西村理事

《市議会 3 月定例会一般質問について説明》

○教育長

何かご質問等ございますか。

それでは続きまして、その他報告事項 第 6 3 回大阪駅伝競走大会の結果定例について、説明願います。

○スポーツ振興課長

第63回大阪駅伝競走大会の結果についてご報告させていただきます。資料19をご覧ください。毎年恒例となりました、南大阪駅伝競走大会が、今年度第63回目を迎え、2月9日の日曜日に、富田林市のパーフェクトリバティエー教団のご厚意によりまして同教団本庁内コースで開催いたしました。

今大会につきましては、申込みベースで総勢161チームが参加し、藤井寺市からは、4部門に11チーム、91名が参加しました。

部門別入賞チーム一覧及び、藤井寺市から参加されたチームの成績はお手元の資料のとおりでございます。

以上、「第63回南大阪駅伝競走大会」結果についてのご報告とさせていただきます。

○教育長

ご質問等ございますか。よろしいですか。

では、次に教育委員会の後援名義等使用について、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等につきまして、令和2年2月に使用承認の専決処理をした事業は、資料20の表にございます3件でございました。

以上でございます。

○教育長

質問等はよろしいでしょうか。

そうでしたら、以上で、本日予定しておりました案件は終了しました。全体を通じて何かご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、3月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時33分